

※ 任期、勤務形態を修正しました。（令和7年2月6日）

京都大学附属図書館研究開発室 助教 募集要項

令和7年2月4日

職名	助教
募集人員	1名
勤務場所	京都大学附属図書館（所在地：京都市左京区吉田本町） 大学が在宅勤務を許可又は命じた場合は自宅等
職務内容	(1) 附属図書館研究開発室業務 ・ オープンサイエンス・電子出版推進に関する研究開発、運用実施を行う。 ・ 情報環境機構データ運用支援基盤センターのコンサルティンググループに参加し、研究者に伴走したデータ駆動型研究のライフサイクルのうち、主に研究成果の公開に関する支援モデルの設計、実施を行う。 ・ オープンサイエンス・電子出版に関する国際的な枠組みに積極的に参加し、我が国のオープンサイエンス・電子出版を推進する。 ・ 附属図書館職員との協働を通じたスタッフディベロップメントを行う。 (2) 教育・研究 ・ オープンサイエンス・電子出版を主とした学術コミュニケーションに関する教育・研究 ・ 学術コミュニケーションに関するサイエンスオブサイエンスの教育・研究 【参考】 京都大学図書館機構将来構想 https://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/about/1385163
応募資格	(1) 博士の学位を有すること。または、採用までに博士の学位を取得する見込みであること。ただし、学位の名称は問わない。 (2) 情報基盤の知識に加え、学術コミュニケーションを熟知し、様々な分野の研究のライフサイクルを支援できること。 (3) 職員やURA、研究者と共にチームを組織し協働できるコミュニケーション能力を有し、リーダーとして活躍が期待できること。 (4) 日本語で職務が遂行できることに加えて、英語により国際コミュニティへの参画、海外研究機関との連携事業の実施ができること。
着任時期	令和7年5月1日以降できるだけ早い時期
任期	令和12年3月31日まで（任期満了後更新無し、再任無し）
試用期間	あり（6か月：本学教職員就業規則に基づく）
勤務形態	専門業務型裁量労働制（1日7時間45分相当） （専門業務型裁量労働制を適用しない場合は、週5日8：30～17：15勤務（休憩12：00～13：00））
給与・手当等	本学支給基準に基づき支給
社会保険等	文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険及び労災保険に加入

<p>応募方法</p>	<p>以下の(1)から(6)までの書類を単一のPDFファイルにまとめ(結合)、ファイル名を「附属図書館助教応募(氏名)」とした上で、指定のオンラインストレージへアップロードして提出してください。</p> <p>【提出書類】</p> <p>(1) 履歴書(写真貼付、学歴[高等学校卒業以降]、職歴、所属学会、社会的活動等、連絡先[住所、電話番号、Eメールアドレス]を記載)</p> <p>(2) 著書・論文リスト(著書、総説、解説、査読付論文、国際会議論文に分類)</p> <p>(3) その他業績リスト(受賞、出願特許、その他、招待講演等の特記事項)</p> <p>(4) これまでの研究及びオープンサイエンス・電子出版等に関する実践的実績の概要(2,000字程度)</p> <p>(5) 大学におけるオープンサイエンス・電子出版等、研究支援体制の整備・運用に関する抱負(2,000字程度)</p> <p>(6) 応募者について所見を伺える方2名の連絡先、現職、応募者との関係</p> <p>【オンラインストレージURL】 https://u.kyoto-u.jp/w651j</p>
<p>公募締切日</p>	<p>令和7年3月5日(水)午後5時必着</p>
<p>選考方法</p>	<p>書類選考のうえ、面接を行います。面接等詳細は、後日対象者に連絡します。</p>
<p>問合せ先</p>	<p>京都大学附属図書館総務課総務掛 〒606-8501 京都市左京区吉田本町 電話：075-753-2691 Eメール：saiyo_kk660kulib@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp (*を@に変えてください。)</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出いただいた応募書類は、採用審査にのみ使用します。正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。また、応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ・ 本学における男女共同参画推進施策の一環として、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」第8条の規定に基づき、選考において評価が同等である場合は、女性を優先して採用します。 ・ 採用後は、全学教員部に所属し、附属図書館において勤務します。 ・ 京都大学では、すべてのキャンパスにおいて屋内での喫煙を禁止し、屋外では喫煙場所に指定された場所を除き、喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。